

平成29年度 第2回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時:平成30年3月29日(木)10:00~11:30

場所:松村ビル別館 5階502会議室

次第

1 御挨拶

2 報告事項

- (1) 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について …資料1
- (2) 保育分野の評価項目の改訂について …資料2
- (3) 平成29年度指定評価機関の新規指定及び評価調査員養成研修の合否の決定について …資料3

3 その他

資料

資料1 本市福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について

資料2 保育分野の評価項目の改訂について

資料3 平成29年度 本市指定評価機関の新規指定及び
評価調査員養成研修の合否の決定について

参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について

1 趣旨

昨年 10 月に開催した平成 29 年度第 1 回福祉サービス第三者評価推進委員会で、本市福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について御報告しました。

その際御議論いただいた内容も踏まえた現在の検討状況及び今後のスケジュール等について御報告いたします。

2 検討状況

課題解決の方向性	10 月にいただいたご意見	取組の方向性 (案)
受審件数増につながる方策の実施	○受審料助成を行っていくことは重要	○認可保育所等と同様、 高齢・障害・保護分野での受審料助成導入を検討 します。
評価の質を維持しつつ持続可能な仕組みの構築	○利用しやすい評価制度のあり方を考える必要がある ○簡素化するかわりに全分野の受審を義務化してはどうか ○受審件数が増えると 1 人の評価調査員が多数の評価を抱えてしまうおそれがある	○ 本市の独自評価基準に代わるものとして、<u>県域で統一的な評価項目の策定を目指します。</u> →県域での評価項目策定にあたっては、本市も参画し評価の質を維持します。 →県域での評価項目の策定に伴い、事務の集約化 (評価調査員の養成・評価の公表等) を目指します。
事務集約につながる方策の実施	○負担になっている事務を簡素化することも考えてどうか。 ○推進機構とのデータベースの共有等による事務の簡素化ができないか	

3 他機関の状況について

3 月 6 日 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会 (以下、「推進機構」) において神奈川県が制度の見直しの検討について提案。

3 月 12 日 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会において川崎市が制度の見直しの検討について提案。

4 今後の進め方

本日の委員会での御意見を踏まえ、神奈川県、推進機構及び川崎市の 4 者で具体的な取組について検討を進めます。

なお、検討状況・スケジュール等について、平成 30 年度上半期に本委員会で報告させていただきます。

保育分野の評価項目の改訂について

1 主な改訂点

【保育所編】

改定・作成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 「3歳未満児保育」部分の項目強化 ② 幼児教育施設としての役割を強化 ③ 文言の修正
主な改定点	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① I-2-(4) 乳児保育(0歳児)について ② I-2-(5) 3歳未満児保育(1・2歳児)について ③ I-2-(6) 3歳以上児について ④ II-1-(13) 長時間にわたる保育 ⑤ V-3-(1) 総合的な人事管理 ⑥ VI-1-(2) 透明性の高い適正な経営・運営

【3歳児未満児施設編】 ※ 横浜保育室編を再編

改定・作成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 「3歳未満児保育」部分の項目強化 ② 施設特有の課題 ③ 文言の修正 ④ 横浜保育室と地域型保育事業の評価項目の整理
主な改定点	<p>【新規】</p> <p>保育所編に同じ</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ I-2-(6) 3歳以上児について を除く

2 改訂評価基準（保育分野）の適用について

平成30年6月1日より改訂評価基準を使用することとします。ただし、すでに保育所等と契約済で、保育所等が準備済であり、改訂評価基準の使用が難しい場合については、現行評価基準の使用も可とします。

その場合は、公表する福祉サービス第三者評価結果の総評欄の一行目に【旧評価基準にて評価を実施】の旨を記載し公表することとします。

3 改訂評価基準の周知について

(1) 平成30年3月8日(木)、3月9日(金)に評価機関向け説明会を開催し、全16評価機関より、69名にご参加いただきました(2日とも同一内容)。

(2) 保育施設向けには、平成30年5月～6月に研修会を開催する予定です。

保育所編 評価項目

(改訂か所表示)

評価領域 I 子ども本人の尊重

評価分類 I - 1 保育方針の共通理解と全体的な計画等の作成

評価項目 I - 1 - (1)

保育の理念や基本方針が子ども本人を尊重したのになっており、全職員が理解し、実践しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育の理念や基本方針が子ども本人を尊重したものとなっている。	
	全職員が基本方針を理解している。	
	保育の理念や基本方針が明文化され、保護者にも周知されている。	
	保育の実施内容は、基本方針に沿っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 1 - (2)

全体的な計画は、保育の基本方針に基づき、子どもの最善の利益を第一義にして作成されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	全体的な計画は子どもの最善の利益を第一義にしている。	
	保育の基本方針や家庭の状況、地域の実態、周囲の環境を考慮して作成している。	
	全体的な計画の作成にあたっては、全職員が関わっている。	
	全体的な計画は入園時や年度当初には必ず保護者に説明している。また、改定した時には随時保護者に説明している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I - 1 - (3)

日常の保育を通して子どもの意見や意思を汲み取る努力をし、指導計画に反映させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	全体的な計画に基づき、年齢ごとに指導計画を作成している。	
	理解できる子どもには、必要なことをきちんと説明し、納得できることを大切にしている。	
	態度・表情などから子どもの意思を汲み取り、言語化できる子どもからは意見・要望を聞いている。	
	子どもの意見・意思を指導計画の見直しに生かし、子どもの自主性や主体性を育て、発揮できるような指導計画となっており、計画には柔軟性を持たせている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施

評価項目 I-2-(1)

入園前や入園後すぐに子どもの発達状況や課題を把握しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保護者と面接している。	
	子どもの様子をよく観察している。	
	入園までの生育歴や家庭での状況を把握している。	
	面接時に把握された記録は、日々の保育に生かされている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-2-(2)

新入園児の受け入れ時の配慮を十分しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	短縮保育（ならし保育）が必要な場合は保護者への説明を十分行っている。	
	0、1歳の新入園児に対しては個別に主担当保育者が決まっている。	
	子どもが心理的抛り所とする物の持ち込みができる。	
	子どもの生活の連続性の視点から、保護者へのていねいな連絡をノートで行っている。	
	在園児への配慮がなされている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-2-(3)

子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの発達や状況に応じて指導計画の作成・評価・見直しを行っている。	
	評価、改訂にあたっては、複数の職員が参画して作成している。	
	評価、改訂にあたっては、保護者の意向も反映している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目 I-2-(4)

乳児保育(0歳児)において、適切な環境を整備し、生活や遊びが充実するよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの表情や喃語（乳児のまだ言葉にならない声）等に適切な対応をし、応答的な関わりをしている。	
	保育士等が愛情豊かに受容し、一人一人の生理的・心理的欲求を満たし心地よく生活できるようにしている。	
	一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かせるようにしている。	
	身近な生活用具、玩具や絵本などが用意され、興味や好奇心が育つようにしている。	
	保護者と連携を図り、保育に生かしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目 I-2-(5)

1歳以上3歳未満児の保育において、適切な環境を整備し、生活や遊びが充実するよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	自分でしようとする気持ちを大切に、見守ったり、受け止めたり、応答的な対応をしている。	
	体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行い、子どもに合わせた対応をしている。	
	一人一人の発育に応じて走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど、全身を使う遊びが楽しめるようにしている。	
	探索活動が十分できるよう、活動しやすい環境を整えている。	
	保育士等が、友達との関わりの中立ちをしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目 I-2-(6)

3歳以上児の保育において、適切な環境を整備し、生活や遊びが充実するよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	3歳児の保育では、集団の中で安定して、遊びを中心とした興味関心のある活動を行っている。	
	4歳児の保育では、集団の中で自分の力を発揮し、友達とともに楽しめるよう遊びや活動を行っている。	
	5歳児の保育では、集団の中で一人一人の個性が活かされ友達と協力して一つのことをやり遂げるような遊びや活動を行っている。	
	いろいろな遊びの中で十分に体を動かすことができるようにしている。	
	保育所保育指針に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、遊びの中で環境を整えたり必要な援助を行ったりするなど考慮している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I-3 快適な施設環境の確保

評価項目 I-3-(1)

子どもが快適に過ごせるような環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所の屋内・外とも、常に清潔に保たれている。	
	通風・換気等が確保され、気になる臭いを取り除く工夫をしている。	
	施設内の温・湿度の管理が日々適切に行われている。	
	陽光を十分取り入れるよう配慮している。	
	音楽や保育者の声などが騒音にならないよう、配慮している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(2)

沐浴設備、温水シャワーなど体を清潔にできる設備があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	沐浴設備がある（ただし、0歳児保育実施施設）。	
	温水シャワーの設備がある。	
	沐浴・温水シャワー等の設備の管理や清掃が十分に行われている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-3-(3)

子どもの発達に応じた環境が確保されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	低年齢児には、小集団保育が行われるよう、保育室の使い方を工夫している。	
	食べる・寝るなどの機能別の空間を確保している。	
	屋内に異年齢児間の交流の場がある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I-4 一人一人の子どもに個別に対応する努力

評価項目 I-4-(1)

子ども一人一人の状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	3歳未満児については、個別指導計画を作成している。	
	幼児についても、発達上の課題が見られたり、特別な配慮が必要であったりする場合には、個別指導計画を作成している。	
	個別の目標・計画は定期的（月1回を目安）に見直すのみでなく、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に変更・見直しを行っている。	
	個別指導計画の作成・見直しにおいて、重要部分を保護者に説明し、同意を得ている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-4-(2)

子ども一人一人の発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当した上で、次の全てに該当する。	
	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
	入園後の子どもの成長発達記録がある。	
	子どもの記録内容は全職員が共有できるしくみになっている。	
	重要な申し送り事項が記録され、必要に応じて進級時や転園先の保育所等に伝達されている。	
B	保育所児童保育要録を小学校に送付している（5歳児在籍施設のみ）。その上でAの中で3つ以上に該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または、該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類 I-5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み

評価項目 I-5-(1)

特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育する上で必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当した上で、次の全てに該当する。	
	個別のケースについて会議で話し合わせ、記録がある。	
	最新の情報を職員間で学習し、保育に生かしている。	
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイリングされている。	
B	特に配慮を要する子どもを積極的に受け入れる姿勢がある。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-5-(2)

障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	バリアフリーなど、障害児保育のための環境整備に配慮している。	
	保護者の同意を得て、医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。	
	障害の特性を考慮した個別指導計画が立てられている。	
	障害児保育について全職員で学習し、話し合える体制ができている。	
	障害児と他の子どもとの関わりに配慮をしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
過去3年間の受け入れ状況（一時保育での受け入れを含む）：		
その他の工夫事例：		

評価項目 I-5-(3)

虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	虐待の定義が全職員に周知されている。	
	虐待が明白になった場合に、関係機関に迅速に通告・相談する体制を整えている。	
	疑わしい場合や見守りが必要な場合は関係機関と連携をとっている。	
	家庭支援の必要な保護者を援助し、虐待の予防に配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-5-(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。	
	全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。	
	食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、除去食を提供している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
過去3年間の受け入れ状況（一時保育での受け入れを含む）：		
その他の工夫事例：		

評価項目 I-5-(5)

外国籍や帰国子女など、文化の異なる子どもに対して適切な配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	文化（言語・表現・食事）や生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。	
	文化や生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。	
	意思疎通が困難な場合の対応策がある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
過去3年間の受け入れ状況（一時保育での受け入れを含む）：		
その他の工夫事例：		

評価分類 I-6 苦情解決体制

評価項目 I-6-(1)

保護者が保育についての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当した上で、次の全てに該当する。	
	第三者委員に、直接苦情を申し立てることができる。	
	保護者に対して、意見箱・懇談会・アンケート等で進んで要望や苦情を聞いている。	
	自分で意見を表明するのが困難な園児や保護者に対して具体的な配慮がなされている。	
B	権利擁護機関など他機関の苦情解決窓口を紹介している。	
C	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に保護者に説明されている。	
C	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価項目 I-6-(2)

要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	第三者委員を交えて対応する仕組みができている。	
	園単独で解決困難な場合には、外部の権利擁護機関や相談機関との連携体制が つくられている。	
	要望や苦情の解決策が会議等を通じて職員に理解・周知されている。	
過去の苦情・トラブルや要望のデータを蓄積・整理し、解決に生かしている。		
B	要望や苦情を受け対応するためのマニュアル等文書化されたものが整備されてい る。	
C	マニュアル等文書化されたものが整備されておらず取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅱ 保育の実施内容

評価分類Ⅱ－1 保育内容

[遊び]

評価項目Ⅱ－1－(1)

子どもが主体的に活動できる環境構成（おもちゃ・絵本、教材、落ち着いて遊べるスペースなど）ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもがおもちゃや教材等を自分で取り出して遊べるようになっている。	
	年齢や発達にふさわしい環境構成に配慮している。	
	子どもがそれぞれ落ち着いて遊べる環境を確保している。	
	子どもが自分の好きなことをして遊び込める時間が十分に確保されている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－1－(2)

遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの自由な発想を受け止め、それを集団活動に取り入れている。	
	子どもがそれぞれ自由にごっこ遊びをしたり、落ち着いて一人で遊んだりしている。	
	一斉活動は、みんなで一緒に遊ぶ楽しさとともに、友達関係やルールを守る等の社会性を重視して、年齢に応じて取り入れている。	
	自由遊びの中で一人一人が興味・関心を持って遊べるよう、保育士が援助している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－1－(3)

動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	栽培や飼育を通して得られる体験を、保育活動にフィードバックしている。	
	子どもたちが散歩等で、日常的に地域の大人や子どもたちと挨拶・会話を交わしている。	
	園外活動で地域を知り、自然に触れる機会を積極的に設けている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－(４)

子どもが歌やリズム、絵や文字、体を動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの年齢や発達状況にあわせて自由に表現できるよう配慮している。	
	子どもが自由に使えるように様々な素材を用意するなど配慮されている。	
	子どもが自由に歌ったり、絵や文字を描いたりしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－(５)

遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子ども同士のけんか等については、危険のないよう見守りながら、子ども同士で解決ができるよう援助している。	
	異年齢の子ども同士が関わりを持てるよう配慮している。	
	職員は、常に公平で温かい態度・言葉遣い等で子どもに接し、信頼関係を築いている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－(６)

積極的な健康増進の工夫が遊びの中でなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	散歩や屋外活動などを積極的に取り入れている。	
	散歩や屋外活動などを行う際には、紫外線対策やアレルギーへの対処を行っている。	
	様々な遊びの中で、子どもの興味や関心、能力に応じて全身を使って楽しく活動できるよう工夫している。	
	子どもの既往歴や健康状態に合わせた遊びを工夫している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

[生活]

評価項目Ⅱ-1-(7)

食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育士が、子どもの負担になるほどに残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱つたりせずに、個人差を考慮しながら援助している。	
	子どもが自分から食べようとする意欲や行動を大切にしながら、適切な言葉かけや援助をしている。	
	子どもたちが食事及びその過程（調理・配膳・片づけ）に関心を持つよう工夫している。	
	野菜などの栽培や、様々な食材を目にしたり触れたりする機会を設け、調理員との関わりにも配慮している。	
	乳児の授乳にあたっては、ほしがる時に、抱っこして声をかけながら与えるようにしている。(注※1)	
	授乳するときや離乳食を食べさせる時は、子どものペースを尊重している。(注※1)	
B	Aの中でいずれか4つは該当する。対象乳児がいない場合は2つは該当する。	
C	Aの中で1～3つ該当する、または全く行っていない。対象乳児がいない場合は1つのみ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ-1-(8)

食事の場、食材、食器等に配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	季節感がある献立や食欲がわくような盛り付けなどの食事作りに配慮している。	
	食事の場としての雰囲気づくりに配慮している。	
	食材や食器の安全性に配慮している。	
	子どもの成長・発達や用途に即した食器を使用している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ-1-(9)

子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫に生かしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの好き嫌いを把握し、盛り付けや調理方法を工夫している。	
	栄養士や調理担当者が、子どもたちの食事の様子を見る機会を設けている。	
	残食を調査記録し、献立・調理の工夫に反映させている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－（１０）

子どもの食生活について、家庭と連携しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	献立表を作成し、事前に配布している。	
	献立作成のポイントを明記した情報提供を行っている。	
	定期的にレシピを提示し、保護者に保育所で提供する食事に対する関心がもてるようにしている。	
	保護者が試食できる機会等を設けて、栄養・味付け・食べ方（噛み方）等、保育所で配慮していることを知らせている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－（１１）

午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	眠れない子ども、眠くない子どもには午睡を強要せず、静かに過ごさせるなど柔軟な対応をしている。	
	安心して心地よい眠りにつけるよう、午睡・休息の場を工夫している。	
	乳幼児突然死症候群に対する対策を行っている。	
	年長児には適当な時期から午睡を一斉活動としていない。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－１－（１２）

排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	一人一人の排泄のリズムをとらえ、個人差を尊重している。	
	トイレットトレーニングは一人一人の発達状況に応じて個別に対応している。	
	保育所での排泄状況を保護者に伝え連携を密にしている。	
	おもらしをした子どもを激しく叱ったり、心を傷つけるような対応をしてはならないことを、全職員が認識している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目Ⅱ-1-(13)

長時間にわたる保育のための環境を整え、配慮した保育が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの状態に応じ、ゆったりとくつろいで過ごすことができるよう、玩具やコーナーを工夫し環境を整えている。	
	保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつを提供している。	
	子どもの状況について、保育士間の引き継ぎを適切に行い、子どもが安心して過ごせるようにしている。	
	担任等子どもを担当する保育士と保護者の連携が十分にとれるよう配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ-2 健康管理・衛生管理・安全管理

[健康管理]

評価項目Ⅱ-2-(1)

子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人一人の健康状態を把握している。	
	既往症について常に保護者から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。	
	必要に応じて園での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。	
	食後の歯磨き指導を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ-2-(2)

健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	一人一人の健康診断・歯科健診の記録がある。	
	健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝え、連携を密にしている。	
	健診結果に基づき、嘱託医やかかりつけ医との連携を図っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ-2-(3)

感染症等への対応に関するマニュアルがあり、保護者にも徹底しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応がマニュアルに明記され、保護者に周知している。	
	保育中に発症した時は、保護者への連絡をすみやかにし、対応については保護者の事情も考慮している。	
	感染症が発生した時は、速やかに保護者に情報提供している。	
	感染症に関する最新情報を職員が共有している。	
B	感染症等への対応に関するマニュアルがある。	
C	感染症等への対応に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

[衛生管理]

評価項目Ⅱ-2-(4)

衛生管理が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	マニュアルは、職員参加により定期的（内容により異なるが、最低年1回を目安）に見直しを行っている。	
	マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的（採用時に1回、採用後は最低年1回）に研修を実施するなど、具体策を講じている。	
	マニュアルに基づき清掃等が行われ、清潔・適切な状態が保たれている。	
B	衛生管理に関するマニュアルがある。	
C	衛生管理に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

[安全管理]

評価項目Ⅱ-2-(5)

安全管理に関するマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面で重大事故が発生しやすいことを理解し、子どもの主体的な活動を大切にしつつ対策を講じている。	
	地震等を想定し、備品等の転倒防止など安全対策を講じている。	
	マニュアルは、事故や災害に適切に対応しており、全職員に周知されている。	
	緊急連絡体制が確立している。	
	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を実施している。	
	職員が救急救命法を身につけている。	
B	安全管理に関するマニュアルがあり、Aの中で4つ以上該当する。	
C	安全管理に関するマニュアルがない。または、Aの中で1～3つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－２－（６）

事故や怪我の発生時及び事後の対応体制が確立しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保護者や救急機関、地域への連絡体制が確立している。	
	子どものケガについては、軽傷であっても必ず保護者に状況を報告し、記録している。	
	職員会議などで事故の報告、再発防止策の検討が行われ改善策が実行されている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－２－（７）

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	不審者等の侵入防止策（出入り口の施錠等）が講じられている。	
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
	不審者の情報が関係機関、近隣住民等から得られるネットワークができている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－３ 人権の尊重

評価項目Ⅱ－３－（１）

保育中の子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもに対して威圧的な言葉遣い、無視が行われないよう、職員間で相互に配慮している。	
	せかしたり強制したりせず、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。	
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。	
	子どもの人格を辱めるような罰を与えたり、自尊心を傷つけるような保育を行ってはならないことを、全職員が認識している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－３－（２）

必要に応じてプライバシーが守れる空間を確保できるような工夫がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	友達や保育士の視線を意識せず過ごせる場所がある。	
	必要に応じて、子どもに威圧感を与えず一対一で話し合える場所がある。	
	必要に応じて、プライバシーを守れる場所を用意することができる。	
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－３－（３）

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	守秘義務の意義や目的を全職員（ボランティア・実習生含む）に周知している。	
	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知している。	
	個人情報の取り扱いについて、保護者に説明し了解を得ている。	
個人情報に関する記録は施錠できる場所に保管、管理している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－３－（４）

性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	遊びや行事の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。	
	順番、グループ分け、整列など性別にしていない。	
	子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしないようにしている。	
無意識に性差による固定観念で保育をしていないか、職員同士で反省する仕組みをつくっている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅱ－４ 保護者との交流・連携

評価項目Ⅱ－４－(1)

保護者が保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保護者に対しては、全体会または懇談会などで説明する機会を設けている。	
	保護者に対して、園独自のアンケートなどで保育方針が理解されているかどうか把握している。	
	日常保育の中で、園だよりや連絡帳などで保育方針が理解されるよう努力している。	
	入園時に配布する重要事項説明書（園のしおり）やパンフレットなどに保育方針を明記している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－(2)

個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもの送迎時に、その日の子どもの様子を伝えるよう配慮している。	
	連絡帳やメールなどできめ細かに情報交換を実施している。	
	保護者の意向を踏まえて個別面談を実施している。	
	クラス全体の様子を伝える保護者懇談会等を実施している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－(3)

保護者の相談に応じているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	相談内容などを人に聞かれないで相談できるよう、配慮している。	
	相談を受けた職員が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制になっている。	
	相談は記録し、継続的なフォローができています。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－（４）

保育内容（行事を含む）など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	「園だより」などを定期的に発行している。	
	園内に、その日の保育の様子を知らせる情報を掲示している。	
	クラスごとの保護者懇談会などで、保育内容・目的を分かりやすく説明し情報提供を図っている。	
	ビデオや写真などを撮って、日常の保育の様子を伝える努力をしている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－（５）

保護者の保育参加を進めるための工夫をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	年間行事予定であらかじめ日時を知らせ、保護者が保育参加のための休暇等の予定を立てやすくしている。	
	保育参観または保育参加を積極的に受け入れている。	
	保育参観、懇談会等に出席できなかった保護者へのフォローを行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅱ－４－（６）

保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保護者が自主的な活動をできるように場所等の提供をしている。	
	保護者の活動に要請があれば職員も参加をしている。	
	保護者（組織）とは常にコミュニケーションをとっている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅲ 地域支援機能

評価分類Ⅲ－１ 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供

評価項目Ⅲ－１－(1)

地域の子育て支援ニーズを把握するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	地域の保護者や子ども等との交流の中で、保育所に対する要望を把握するための具体策を講じている。	
	地域の保護者等に対する相談事業を通じて把握している。	
	必要に応じて関係機関や他施設との検討会・研究会を行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－１－(2)

地域の子育て支援ニーズに応じて施設の専門性を生かしたサービスを提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	地域の子育て支援ニーズについて、定期的（年に1回程度）に職員間で話し合われている。	
	地域での子育てを支援するためのサービス（一時保育、交流保育、園庭開放等）を提供している。	
	地域の保護者や子ども等に向けて子育てや保育に関する講習・研修会を開催している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅲ－２ 保育所の専門性を生かした相談機能

評価項目Ⅲ－２－(1)

地域の保護者や子ども等への情報提供や育児相談に応じているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	情報提供や育児相談を実施している。	
	育児相談については、定期的（最低週に1回）に相談日を設けて対応している。	
	保育所からのお知らせを地域に回覧するなどして、情報提供に努めている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－２－(2)

相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報を職員が共有している。	
	関係機関との連携の担当者が決められている。	
	関係機関・団体等との日常的な連携ができている。	
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅳ 開かれた運営

評価分類Ⅳ－１ 保育所の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ

評価項目Ⅳ－１－(1)

保育所に対する理解促進のための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所の行事に地域の保護者や子ども等を招待している。	
	自治会・町内会、学校、ボランティアグループ等と協力して行事を行うなど、地域の団体、機関と定期的（年1回以上）、計画的に交流を図っている。	
	小中高等学校など、学校教育との連携を積極的に図っている。	
	地域への施設開放や備品等の貸し出しを行っている。	
	近隣との友好的な関係を築くための取り組みを行っている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－１－(2)

子どもと地域との交流により、子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	地域の文化・レクリエーション施設等を利用している。	
	日常的に地域の人達と接する機会（散歩・買い物等）に積極的に交流を図っている。	
	日常的に他の保育所・学校・福祉施設等との交流を図っている。	
	地域の行事や活動に参加できるよう配慮している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－２ 保育所における福祉サービスに関する情報提供

評価項目Ⅳ－２－(1)

将来の利用者が関心のある事項についてわかりやすく情報を提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所のパンフレット・広報誌・ホームページ等により、地域や関係機関に随時、情報を提供している。	
	外部の情報提供媒体に対して保育所の情報を提供している。	
	保育所として、すすんで福祉サービス内容の詳細、料金、職員体制等、必要な情報を提供している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－２－(2)

利用希望者の問い合わせや見学に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	保育所の基本方針や利用条件・ 保育 内容等についての問い合わせに対しては、常時対応できるようになっている。	
	利用希望者に見学ができることを案内している。	
	保育に支障をきたさない範囲で、曜日や時間は見学希望者の都合に対応している。	
B	保育所の基本方針や利用条件・ 保育 内容等について、パンフレット等の資料や文書に基づいて説明している。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－３ ボランティア・実習の受け入れ

評価項目Ⅳ－３－(1)

ボランティアの受け入れや育成を積極的に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や 保護者 に基本的考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	ボランティアの感想や意見を園運営に反映させている。	
B	受け入れのためのマニュアル等があり、それに基づきボランティアに対して保育所の方針、利用者への配慮等を十分説明している。	
C	受け入れのためのマニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－３－(2)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や 保護者 に基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
	実習生と職員との意見交換の機会を設けている。	
B	受け入れのためのマニュアル等があり、それに基づき実習生に対して保育所の方針、利用者への配慮等を十分説明している。	
C	受け入れのためのマニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価領域 V 人材育成・援助技術の向上

評価分類 V-1 職員の人材育成

評価項目 V-1-(1)

保育所の理念や方針に適合した人材を育成するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所運営に十分な人材構成であることをチェックし、必要な人材の補充を逐次行っている。	
	保育所の理念・方針を踏まえた保育を実施するよう、人材育成の計画が策定されている。	
	保育所の保育の課題や職員のキャリアパスも見据えて、体系的な研修計画が作成されている。	
	個々の職員の資質向上に向けた目標を毎年定め、達成度の評価が行われている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目 V-1-(2)

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	内部研修が定期的実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる。	
	園外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が特定の職員に偏ることなく積極的に行われている。	
	研修の成果を職場で生かすための工夫がされている。	
	研修の成果を評価して、研修内容を常に見直している。	
B	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
C	保育所としての研修計画を作成しておらず、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価項目 V-1-(3)

非常勤職員等にも日常の指導を行っているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	業務にあたっては職員と非常勤職員の組み合わせなどの配慮をしている。	
	非常勤職員に対し、職員と同様に資質向上への取り組みを行っている。	
	非常勤職員の指導担当者が定められ職員間のコミュニケーションが図られている。	
B	非常勤職員にも業務マニュアルが配布されている。	
C	業務マニュアルもなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価分類V-2 職員の技術の向上

評価項目V-2-(1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	職員の振り返りや、保育所の自己評価を計画的に行う仕組みを持っている。	
	工夫・改善した良いサービス事例をもとに、一層の保育の質の向上を目指した会議・勉強会が開かれている。	
	必要に応じて外部から保育の技術の評価・指導等を受ける仕組みがある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目V-2-(2)

保育士等が保育や業務の計画及び記録を通してみずからの実践を振り返り、改善に努める仕組みがあるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育士等一人一人が、自己の実践の振り返りをし、文章化できるように計画や記録の書式が定型化されている。	
	振り返りは、計画で意図した保育のねらいと関連付けて行われている。	
	保育の振り返りは、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの育ちや意欲、取り組む過程などを重視して行っている。	
	保育士等一人一人が振り返りを通して自己の実践を評価し、改善やその後の計画作成に反映させている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目V-2-(3)

保育士等の自己評価を踏まえ、保育所としての自己評価を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育士等の自己評価の結果を互いに報告し合い、話し合っている。	
	保育士等の自己評価の結果から、保育所としての課題を明らかにし、改善に取り組んでいる。	
	保育所としての自己評価は、保育所の理念や保育の方針、全体的な計画に沿って行われている。	
	保育所としての自己評価を公表している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価分類V-3 職員のモチベーションの維持

評価項目V-3-(1)

総合的な人事管理が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき人材育成計画が示されているとともに、配置や昇進・昇格等に関する人事基準が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みがある。	
	職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	評価については、職員に開示する仕組みがある。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目V-3-(2)

本人の適性・経験・能力に応じた役割を与え、やりがいや満足度を高めているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	経験・能力や習熟度に応じた役割が期待水準として明文化されている。	
	子どもと保護者の状況に応じ自主的に判断できるように、現場の職員に可能な限り権限を委譲し、責任を明確化している。	
	職員から業務改善の提案を募ったり、意見を聴取するためのアンケートなどを実施している。	
	個別の面接・調査等により、職員の満足度・要望などを把握している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価領域VI 経営管理

評価分類VI-1 経営における社会的責任

評価項目VI-1-(1)

保育所として守るべき、法・規範・倫理等を周知し実行しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	組織及び職員が不正・不適切な行為を行わないよう守るべき法・規範・倫理等が明文化され職員に周知されている。	
	経営、運営状況等の情報が積極的に公開されている。	
	保育施設での不正、不適切な事案を題材とした研修を行い、それらの行為を行わないよう啓発している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目VI-1-(2)

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているか。

注） 本項目は、市立保育所については非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に明文化したものを配布している。	
	保育所等における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	外部監査の指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-1-(3)

保育の質を維持しつつゴミ減量化・リサイクル・省エネルギーの促進、緑化の推進など環境に配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	ゴミ減量化・リサイクルのための取り組みを行っている。	
	省エネルギーの促進・緑化の推進などの取り組みを行っている。	
	環境配慮の考え方、取り組みが明文化され、運営に生かされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類VI-2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等

評価項目VI-2-(1)

保育所の理念や基本方針等について職員に周知されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	理念・基本方針を明文化したものを掲示または職員に配布している。	
	職員に朝礼・会議等で周知し、理解を促すための説明をしている。	
	理念・基本方針を職員が理解できているか、施設長・主任が定期的（採用時1回、採用後は最低年1回）に確認している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(2)

重要な意思決定にあたり、関係職員・保護者等から情報・意見を集めたり説明しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	重要な意思決定にあたり、施設長は保護者と継続的に意見交換をしている。	
	重要な意思決定（変更）について、職員及び保護者に目的・決定（変更）理由・経過等を前もって十分に理解できるように説明している。	
	異なる部門の職員による検討チームを編成し組織をあげて取り組むしくみがある。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(3)

主任クラスの職員がスーパーバイザーとしての役割を果たしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	スーパーバイズのできる主任クラスを計画的に育成するプログラムがある。	
	主任が個々の職員の業務状況を把握できるしくみがあり、有効に機能している。	
	主任は個々の職員の能力や経験にあわせた確な助言や指導を行っている。	
	主任は個々の職員が精神的・肉体的に良好な状態で仕事に取り組めるよう、具体的な配慮を行っている。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類VI-3 効率的な運営

評価項目VI-3-(1)

外部環境の変化等に対応し、理念や基本方針を実現するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所運営に影響のある情報を収集・分析している。	
	重要な情報は幹部職員や主要な職員間で共有するため会議等で議論し、重点改善課題として設定されている。	
	運営面での重要な改善課題について、職員に周知し、保育所全体の取り組みとしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-3-(2)

保育所運営に関して、中長期的な計画や目標を策定しているか。

注) 本項目は、市立保育所については非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	中長期的な事業の方向性を定めた計画を作成している。	
	中長期的な計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	
	次代の保育所運営に備え、運営やサービスプロセスの新たなしくみを常に検討している。	
	次代の保育所運営に備え、幹部職員は計画的に後継者を育成している。	
	運営に関し、外部の機関や専門家などの意見を取り入れる努力をしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

3歳未満児施設編 評価項目

(保育所編との相違か所抜粋)

評価領域Ⅰ 子ども本人の尊重

※ 【削除】 保育所編 評価項目 1-2-(6) 3歳以上児の保育において、適切な環境を用意し、生活や遊びが充実するよう配慮しているか

評価項目Ⅰ-3-(1)

子どもが快適に過ごせるような環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所等の屋内・外とも、常に清潔に保たれている。	
	通風・換気等が確保され、気になる臭いを取り除く工夫をしている。	
	施設内の温・湿度の管理が日々適切に行われている。	
	陽光を十分取り入れるよう配慮している。	
	音楽や保育者の声などが騒音にならないよう、配慮している。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅰ-4-(1)

子ども一人一人の状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	3歳未満児については、個別指導計画を作成している。	
	個別の目標・計画は定期的（月1回を目安）に見直すみでなく、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に変更・見直しを行っている。	
	個別指導計画の作成・見直しにおいて、重要部分を保護者に説明し、同意を得ている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

※ 【削除】 保育所編2項目目の「幼児についても、発達上の課題が見られたり、特別な配慮が必要であったりする場合には、個別指導計画を作成している。」

評価項目Ⅰ-4-(2)

子ども一人一人の発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
	入園後の子どもの成長発達記録がある。	
	子どもの記録内容は全職員が共有できるしくみになっている。	
	重要な申し送り事項が記録され、必要に応じて進級時や転園先の保育所等に伝達されている。	
B	Aの中で2つ以上に該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または、該当しない。	
その他の工夫事例：		

※ 【削除】 保育所編 B「保育所児童保育要録を小学校に送付している」（5歳児在籍施設のみ）

評価領域Ⅱ 保育の実施内容

評価項目Ⅱ－１－（１）

午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	眠れない子ども、眠くない子どもには午睡を強要せず、静かに過ごさせるなど柔軟な対応をしている。	
	安心して心地よい眠りにつけるよう、午睡・休息の場を工夫している。	
乳幼児突然死症候群に対する対策を行っている。		
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

※ 【削除】 保育所編4項目目の「年長児には適当な時期から午睡を一斉活動としていない。」

評価領域Ⅲ 地域支援機能

評価項目Ⅲ－１－（１）

地域の子育て支援ニーズを把握するための取り組みを行っているか。

注) 本項目は、横浜保育室は非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	地域の保護者や子ども等との交流の中で、保育所等に対する要望を把握するための具体策を講じている。	
	地域の保護者等に対する相談事業を通じて把握している。	
	必要に応じて関係機関や他の保育所等との検討会・研究会を行っている。	
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－１－（２）

地域の子育て支援ニーズに応じて保育所等の専門性を生かしたサービスを提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	地域の子育て支援ニーズについて、定期的（年に1回程度）に職員間で話し合われている。	
	地域での子育てを支援するためのサービス（一時保育、交流保育、園庭開放等）を提供している。	
地域の保護者や子ども等に向けて子育てや保育に関する講習・研修会を開催している。		
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅲ－２ 保育所等の専門性を生かした相談機能

評価項目Ⅲ－２－(1)

地域の保護者や子ども等への情報提供や育児相談に応じているか。

注）本項目は、横浜保育室は非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	情報提供や育児相談を実施している。	
	育児相談については、定期的（最低週に1回）に相談日を設けて対応している。	
	保育所等からののお知らせを地域に回覧するなどして、情報提供に努めている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅲ－２－(2)

相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。

注）本項目は、横浜保育室は非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報を職員が共有している。	
	関係機関との連携の担当者が決められている。	
	関係機関・団体等との日常的な連携ができています。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価領域Ⅳ 開かれた運営

評価分類Ⅳ－１ 保育所等の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ

評価項目Ⅳ－１－(1)

保育所等に対する理解促進のための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所等の行事に地域の保護者や子ども等を招待している。	
	自治会・町内会、学校、ボランティアグループ等と協力して行事を行うなど、地域の団体、機関と定期的（年1回以上）、計画的に交流を図っている。	
	小中高等学校など、学校教育との連携を積極的に図っている。	
	地域への施設開放や備品等の貸し出しを行っている。	
	近隣との友好的な関係を築くための取り組みを行っている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－２ 保育所等における福祉サービスに関する情報提供

評価項目Ⅳ－２－(1)

将来の利用者が関心のある事項についてわかりやすく情報を提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所等のパンフレット・広報誌・ホームページ等により、地域や関係機関に随時、情報を提供している。	
	外部の情報提供媒体に対して保育所等の情報を提供している。	
保育所等として、すすんで福祉サービス内容の詳細、料金、職員体制等、必要な情報を提供している。		
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価分類Ⅳ－３ ボランティア・実習の受け入れ

評価項目Ⅳ－３－(1)

ボランティアの受け入れや育成を積極的に行っているか。

注）本項目は、横浜保育室は非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や保護者に基本的考え方・方針が理解されるよう説明できるようにしている。	
	受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
ボランティアの感想や意見を園運営に反映させる仕組みがある。		
B	受け入れのためのマニュアル等があり、それに基づきボランティアに対して保育所等の方針、利用者への配慮等を十分説明できるようにしている。	
C	受け入れのためのマニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価項目Ⅳ－３－(2)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

注）本項目は、横浜保育室は非該当とします。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や保護者に基本的な考え方・方針が理解されるよう説明できるようにしている。	
	受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
実習生と職員との意見交換の機会を設けるしくみがある。		
B	受け入れのためのマニュアル等があり、それに基づき実習生に対して保育所等の方針、利用者への配慮等を十分説明できるようにしている。	
C	受け入れのためのマニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
その他の工夫事例：		

評価領域 V 人材育成・援助技術の向上

評価項目 V-2-(3)

保育士等の自己評価を踏まえ、保育所等としての自己評価を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育士等の自己評価の結果を互いに報告し合い、話し合っている。	
	保育士等の自己評価の結果から、保育所等としての課題を明らかにし、改善に取り組んでいる。	
	保育所等としての自己評価は、保育所等の理念や保育の方針、全体的な計画に沿って行われている。	
	保育所等としての自己評価を公表している。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

■ 新規項目

評価項目 V-3-(1)

総合的な人事管理が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	法人（保育所等）の理念・基本方針にもとづき人材育成計画が示されているとともに、配置や昇進・昇格等に関する人事基準が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みがある。	
	職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	評価については、職員に開示する仕組みがある。	
B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

評価領域VI 経営管理

評価項目VI-1-(1)

保育所等として守るべき、法・規範・倫理等を周知し実行しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	組織及び職員が不正・不適切な行為を行わないよう守るべき法・規範・倫理等が明文化され職員に周知されている。	
	経営、運営状況等の情報が積極的に公開されている。	
	保育施設での不正、不適切な事案を題材とした研修を行い、それらの行為を行わないよう啓発している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-1-(2)

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所等における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に明文化したものを配布している。	
	保育所等における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	外部監査の指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-2-(1)

保育所等の理念や基本方針等について職員に周知されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	理念・基本方針を明文化したものを掲示または職員に配布している。	
	職員に朝礼・会議等で周知し、理解を促すための説明をしている。	
	理念・基本方針を職員が理解できているか、施設長・主任が定期的（採用時1回、採用後は最低年1回）に確認している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-3-(1)

外部環境の変化等に対応し、理念や基本方針を実現するための取り組みを行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	保育所等の運営に影響のある情報を収集・分析している。	
	重要な情報は幹部職員や主要な職員間で共有するため会議等で議論し、重点改善課題として設定されている。	
	運営面での重要な改善課題について、職員に周知し、保育所等全体の取り組みとしている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
その他の工夫事例：		

評価項目VI-3-(2)

保育所等の運営に関して、中長期的な計画や目標を策定しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。	
	中長期的な事業の方向性を定めた計画を作成している。	
	中長期的な計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	
	次代の保育所等の運営に備え、運営やサービスプロセスの新たなしくみを常に検討している。	
	次代の保育所等の運営に備え、幹部職員は計画的に後継者を育成している。	
	運営に関し、外部の機関や専門家などの意見を取り入れる努力をしている。	
B	Aの中でいずれか3つは該当する。	
C	Aの中で1～2つ該当する、または全く行っていない。	
その他の工夫事例：		

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱（一部抜粋）

（小委員会の設置）

第7条 委員会に、評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること

(2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

3 委員会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

4 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱（一部抜粋）

（指定の決定）

第3条 指定は、別紙1の指定基準を全て満たしていることを要件とする。

2 評価機関が横浜市福祉サービス第三者評価を実施するサービスは、別紙2の評価実施サービス一覧に規定するものとする。

3 横浜市は、指定の申請を受けたときは、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮問し、答申を受け、その可否を決定する。

4 推進委員会は、前項の諮問を受けたときは、指定基準に基づき評価機関の指定の適否について審議し、答申する。

（別紙1）

指定基準

- 1 評価対象サービスを提供していないこと。
- 2 安定的な事業運営が行えること。
- 3 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けていること。
- 4 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に登録し、かつ、横浜市福祉サービス第三者評価調査員として登録している調査員を必要数確保していること。
- 5 評価機関の評価実施責任者が、横浜市が実施する評価機関責任者研修を修了していること。
- 6 誠実かつ適正に評価が実施できること。
- 7 横浜市福祉サービス第三者評価実施に係る承諾書（指定申請書別紙3）を提出すること。

横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱（一部抜粋）

（評価調査員養成研修）

第3条 評価調査員養成研修の実施内容は次のとおりとする。

（4） 修了の要件及び通知

ア 受講者は、評価調査員養成研修の全課程を受講し、効果測定に基づいて合格と認められること。

イ 横浜市は、効果測定の結果をもとに横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会に諮問し、答申を受け合否を決定し、合格と認められた場合は「横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修合格通知」（第3号様式）により、認められない場合は「横浜市福祉サービス第三者評価養成研修不合格通知」（第4号様式）により、受講の手続きをした評価機関等に通知するものとする。

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健企第 4 2 6 号（局長決裁）
平成 29 年 3 月 27 日 健企第 3 6 0 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、福祉サービスの質の向上と、利用者の適切なサービス選択を促進するため、福祉サービスの第三者評価（以下「第三者評価」という。）の手法や評価基準等の仕組みについて検討、検証し、適正な評価の推進を行うことを目的として、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他に必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、次の事項に関して検討を行う。

- (1) 第三者評価の仕組み・手法に関すること
 - (2) 第三者評価の評価基準に関すること
 - (3) その他第三者評価に必要な事項
- 2 検討対象とする福祉サービスは、次のとおりとする。
- (1) 高齢者に関するサービス
 - (2) 障害者（児）に関するサービス
 - (3) 児童に関するサービス
 - (4) 被保護者に関するサービス

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉、法律等に関し優れた識見を有する者
 - (2) 福祉施設従事経験者
 - (3) 福祉に関連する NPO・ボランティア等の活動経験者
 - (4) その他、市長が特に認める者
- 2 委員の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第 1 項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員長等）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席及び意見を求める

ことができる。

- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(分科会の設置)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する事項について、検討対象となるサービス分野別に具体的に検討及び検証を行うために、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。
 - 3 分科会の長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
 - 4 分科会の運営について必要な事項は別に定める。

(小委員会の設置)

- 第7条 委員会に、評価機関指定・評価調査員養成小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること
 - (2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること
 - 3 委員会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。
 - 4 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 委員長、分科会長及び小委員会委員長は、委員会、分科会及び小委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、健康福祉局企画課において処理する。
- 2 分科会及び小委員会の庶務は、別に定める。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月28日制定の「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱」は平成

24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成26年4月19日までとする。

(横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会分科会運営要領の一部改正)

- 4 横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会分科会運営要領(平成19年3月26日改正健企第400号)の一部を次のように改正する。

名称を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会分科会運営要領」に改める。

第1条中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱」に、「第8条」を「第6条」に改める。

第6条中「要綱第8条第3項」を「要綱第6条第3項」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領の一部改正)

- 5 横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領(平成22年4月1日制定健企第624号)の一部を次のように改正する。

名称を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関指定・評価調査員養成小委員会運営要領」に改める。

第1条中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会設置要綱第9条」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱第7条」に改める。

第2条及び第3条第2項中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱の一部改正)

- 6 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱(平成23年4月1日改正健企第623号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)」に改める。

第3条第4項及び第10条中「検討委員会」を「推進委員会」に改める。

(横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱の一部改正)

- 7 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱(平成22年4月1日制定健企第619号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項イ中「横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会」を「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会」に改める。

附 則

本要綱は平成29年4月1日から施行する。

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

(五十音順・敬称略、H30.3.29現在)

◎委員長 ○副委員長	氏名	役職・所属団体等
	相澤 史人	特別養護老人ホーム 相生荘 施設長
	白石 玲子	しんよしだ保育園 園長
◎	新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授
	須田 幸隆	特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ 理事長
	竹下 淳子	西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」 会長
	竹下 美穂	保育園を考える親の会 会員 東京女子大学現代教養学部コミュニケーション専攻 助手
	千木良 正	神奈川県弁護士会
	根橋 達治	社会福祉法人 白根学園社会就労センターしらね 施設長
	札本 晃子	元 鎌倉女子大学 短期大学部 初等教育学科 准教授
	森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
○	横川 剛毅	和泉短期大学 児童福祉学科 准教授
	吉原 明香	認定NPO法人 市民セクターよこはま 理事・事務局長

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

【健康福祉局】

職名	氏名
副局長	サイトウ カットシ 斉藤 勝敏
企画課長	ヒラキ コウジ 平木 浩司
生活支援課長	スズキ シゲヒサ 鈴木 茂久
障害支援課長	カシノウ ヒロシ 上條 浩
高齢施設課長	ツボイ タツユキ 壺井 達幸
企画課担当係長	マツシマ ユウイチ 松島 雄一
生活支援課事務係長	アマツツミ クミ 雨堤 久美
障害支援課担当係長	イケムラ アキヒロ 池村 明広
高齢施設課担当係長	フカノ アキエ 深野 昭江

【こども青少年局】

職名	氏名
企画調整課長	フクシマ セイヤ 福嶋 誠也
保育・教育人材課長	イトウ ゆかり 伊藤 ゆかり
障害児福祉保健課長	エンドウ フミヤ 遠藤 文哉
企画調整課企画調整担当係長	マンネン クニヨシ 万年 邦佳
保育・教育人材課担当係長	チクリンジ サナエ 竹林地 早苗
保育・教育人材課担当係長	ミヤモト リカ 宮本 里香
障害児福祉保健課整備担当係長	ハタケヤマ シゲノリ 畠山 重徳